

平成26年度おおいた創業セミナー（女性向け入門編）実施委託業務 応募要項

本要項は、県内の女性の創業希望者に対し、創業の心構えについて学ぶ機会や、セミナー参加者同士及びセミナー講師と参加者との人脈形成、メンター（指導者・助言者）や支援機関との関係構築の機会を提供するため開催する「おおいた創業セミナー（女性向け入門編）」の実施に当たり、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために定めるものです。

1 契約に付する事項

(1) 業務名

おおいた創業セミナー（女性向け入門編）実施委託業務

(2) 業務仕様書

別紙のとおり

(3) 業務の履行期間

契約の日から平成26年10月31日まで

(4) 限度額

510,840円

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

(1) 県が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人又は中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

(3) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員が役員となっている事業者

エ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ　暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

キ　役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

3 提出書類

企画提案競技に参加を希望する者は、次のすべての書類を提出してください。

○企画提案の提出書類（提出部数：正本 1部、副本（正本の写し） 6部）

- ①おおいた創業セミナー（女性向け入門編）実施委託業務企画提案書（様式1）
- ②提案者概要書（様式2）
- ③事業内容（様式3）
- ④事業費積算書（様式4）
- ⑤セミナー開催実績（様式5）
- ⑥誓約書（様式6）
- ⑦定款（法人のみ）
- ⑧役員名簿（法人のみ）
- ⑨直近1年間の事業報告書、収支計算書等（書式は自由です。）

4 企画提案書の提出

3の提出書類については、次のとおり提出してください。

（1）提出期限

平成26年5月2日（金）午後5時まで（必着）

（2）提出方法

持参または郵送により、下記の提出先に提出してください。

（3）提出先

大分県商工労働部経営金融支援室

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

電話 097-506-3223

FAX 097-506-1752

5 企画提案書の審査及び結果の通知

（1）提案書の審査

「おおいた創業セミナー実施委託業務審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）

が評価点方式による順位付け及び協議を行い、受託者を選定します。

（2）プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時及び場所については、別途通知します。

また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

（3）審査基準

概ね次のとおりです。

- ・企画提案内容が現実的で、実施可能なものか。

- ・女性の創業希望者の創業意欲を高める工夫がなされているか。
- ・セミナーの回数、曜日、時間の設定等に工夫があり、創業希望者が参加しやすいものとなっているか。
- ・本事業実施に関する知見、ノウハウ、実績を有しているか。
- ・関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有しているか。
- ・事業終了後の継続的なフォローアップ等、参加者に有益な付随的効果が期待できるか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、採択する事業を選定後、提案者あて通知します。

なお、審査等に関する照会、問い合わせには、一切応じられません。

6 業務委託契約の締結

県は、審査の結果、受託者として選定された者と、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結します。

なお、審査の結果をふまえて、提案内容及び金額の変更を求めることがあります。

7 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとします。

8 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。また、この企画案にかかる審査以外には使用しません。

(3) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提案書類の差し替え及び追加、削除は理由の如何に関わらず一切認めません。

(4) 提案にかかる費用負担

提案書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とします。

(5) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

①提案書類の提出期限を過ぎた場合

②提案に参加する資格がない者が提案したとき

- ③住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき
- (6) 提案書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡してください。

9 事業報告等

- (1) 事業実施者は、事業実施状況について、別途指定する形式で報告書を作成し、知事あて提出すること。
- (2) 知事は、中間報告書または実績報告書を受領した場合、その書類の内容を検査し、必要があるときは事業実施者に報告を求め、または、大分県職員に事務所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

10 留意事項

- (1) 県は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができる。
- (2) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

11 本企画提案競技に関する問い合わせ先

大分県商工労働部経営金融支援室

〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県庁本館7階

電話 097-506-3223

FAX 097-506-1752

【問い合わせ受付期間】

平成26年4月16日から平成26年5月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前9時から午後5時まで